

## 第6回小動物獣医療に関する検討会 議事録

(1)日時平成17年7月29日(金)13:30～15:15

(2)場所三番町共用会議所大会議室

(3)開催

### 佐々木座長

第6回小動物獣医療に関する検討会を開催したいと思います。第1回の検討会からこれまでの間、短期間ではありましたが、各委員の皆様には御協力を頂きまして、また、事務局の方もご努力頂きまして、ここまでやってこられました。お礼を申し上げたいと思います。釘田課長は所用で遅れて来られると聞いておりますので、ご挨拶は最後に頂きたいと思いません。本日は前回に引き続き、報告書を確認したいと思います。ではまず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

### 大石課長補佐

(資料確認)

### 佐々木座長

では、早速、前回ご意見頂いた修正点について確認していきたいと思いません。事務局お願いいたします。

### 大石課長補佐

資料4、目次をめぐっていただいて1ページ目、修正はございません。2ページの6行目、人獣共通感染症を一般に分かりやすい言葉に直すということで「人と動物の共通感染症」という言葉に修正いたしました。報告書全体を通じて「人と動物の共通感染症」という用語に統一してあります。「はじめに」の部分は以上です。

### 佐々木座長

何かご意見はありますか。「はじめに」の部分はご意見がなければ、次に進みたいと思いません。課題の1つめは卒後臨床研修です。事務局お願いします。

### 大石課長補佐

3ページからの 検討課題に移りたいと思いません。「1 卒後臨床研修について」では、3ページ産業動物の臨床研修施設、実施者数について修正致しました。4ページの4 - 5行目は語句を修正しました。6ページの5行目「患畜」という言葉が、小動物獣医療では適切でないということで「症例」に修正いたしました。また、7ページの14, 17 - 18行目は語句の修正です。21行目は「はじめに」と同じく人獣共通感染症を「人と動物の共通感染症」に

修正致しました。動物愛護、動物福祉の部分ですが「動物福祉に対する意識の向上に伴い」と修正いたしました。8ページの4行目は語句の修正です。卒後臨床研修の本文については以上です。また、別紙1につきましては、施設、人員等に関する基準「大学の診療施設との連携が十分にとれること。」の3項目、一定期間、臨床研修獣医師は診療を大学の診療施設で行うこと、と言う内容がございますが、一定期間の最低期間を示すべきであると言うことで、「3ヶ月以上」と言う期間を追加致しました。別紙1の2ページ目の真ん中、臨床研修のプログラム等に関する基準の 研修目標、研修計画、指導体制及びその他必要な事項を定めたプログラムですが、小動物診療の臨床研修期間としては1年以上が望ましいと言うことで、その期間を追加致しました。また、別紙2の2. 一般目標(4)の部分ですが、想像力を養い、獣医師として社会的責任を身につけると記載致しましたが、ご意見を頂きたいと思えます。また、3. 研修内容の(10)人と動物の共通感染症という言葉に統一した点と健康被害の対象を人と変更しました。また、(12)には獣医療補助者を追加しました。以上です。

### **佐々木座長**

まず、本文から確認していきたいと思えます。数値の訂正、言葉の整理が主体だと思えます。また、患畜という言葉は大動物が主体の言葉であるため、症例とか動物という言葉の方が良いというご意見があり、「症例」と修正しました。また、動物愛護、動物福祉という言葉ですが、山崎委員からも意見があり、世界的に通じる「動物福祉」という言葉の方が良いということで修正をしました。別紙1の指定基準も、森田委員から期間等の数値を明記しなければ実態が不十分になってしまう可能性があると言うことで、大学の診療施設で診療を行う一定期間は3ヶ月以上、研修プログラムは1年以上と明記しましたが、何かご意見はありますでしょうか。

### **大石課長補佐**

別紙2の2、一般目標(4)の部分ですがこの表現でよろしいでしょうか。獣医師として社会的責務を果たす能力を身につけると言うように修正しましょうか。

### **森田委員**

前回の検討会では申し上げなかったのですが、別紙1の2ページの指導獣医師の基準について、以前、この基準を満たす獣医師がどの程度いるのか、とお聞きしたときに、ほとんどいないのではというお答えでした。この制度を始める一定期間は、若干指導獣医師の基準を緩和しても良いというような記載を加えてはどうでしょうか。

### **大石課長補佐**

表現はお任せいただければ、追加したいと思います。

### **森田委員**

獣医師数や症例数については「追記」といった形で意見を示していますよね。指導獣医師の基準についても「追記」として今の意見を入れてはどうでしょうか。

### **佐々木座長**

今、この基準を見直していたのですが、ある程度はこの基準を満たす獣医師の方はおられると思いますが、どの程度の人数、と言われますと難しいですね。細井戸先生、この点いかがでしょうか。

### **岡本委員**

よろしいですか。3名の獣医師というのは病院のスタッフとしていれば良く、3名が必ずしも指導獣医師でなくても良いので大丈夫だと思います。誤解をまねくようであれば、追記として記載して頂ければ良いと思います。

### **佐々木座長**

そのとおりだと思います。追記としてそう言った意見があったとか、そういったことを追加した方が良いでしょうか。

### **細井戸委員**

この基準は良いと思うのですが、大学の主導権というか、選択権が強く持てることを担保して頂くというか、そこに重点をおいた方が良いでしょう。また、以前佐々木座長からも発言があったと思いますが、臨床研修を実施する際の予算については、報告書に入れることはできないでしょうか。

### **佐々木座長**

まず、追記の点ですが、この臨床研修の指定基準には大学と連携を取ることが規定されており、その点が重要であるので、指導獣医師の基準については若干、緩和措置をしても良いかもしれません。いかがでしょうか。

### **森田委員**

そのような措置は一定期間だけで良いと思います。

### **佐々木座長**

予算のことは入れられれば良いとは思いますが、どうでしょうか。

### **大石課長補佐**

予算については、難しいと思います。

### **佐々木座長**

そうですか。では、他にありませんでしょうか。

### **森田委員**

細かい点ですが、別紙1の1ページ の一番下ですが、緊密な連携を保つ必要性からの「性」は不要だと思います。

### **佐々木座長**

そうですね。削除しましょう。次に進みたいと思います。次は獣医核医学です。事務局お願いします。

### **大石課長補佐**

核医学については、9ページからになります。修正がありますのは、10ページ12行目の部分です。前回の検討会の時点では、PET に使用する放射性同位元素は医薬品として承認されておらず、報告書にもそのように記載しておりましたが、先日、人用の医薬品として、PET 薬剤であるフルデオキシグルコース F18 が承認されましたので、その内容を報告書に取り込みました。また、放射線障害防止法の許可を取って使用するものには、治療だけでなく、診断に用いるものもあると言うご意見を頂きましたので、11ページ22行目の部分を修正いたしました。12ページ(3)の9行目、語句の修正をしました。獣医核医学につきましては以上です。

### **佐々木座長**

獣医核医学について何かご意見はありますか。

### **伊藤委員**

10ページの12行目のフルデオキシグルコースを「フルオロデオキシグルコース」に修正して下さい。

### **佐々木座長**

では、伊藤先生からご指摘のあった点をフルオロデオキシグルコースに修正したいと思います。次の専門医に進みたいと思います。事務局お願いします。

### **大石課長補佐**

専門医については、13ページからになります。修正がありますのは、14ページの提言の部分です。小動物獣医療の高度化を図るために大学教育のほかに「臨床研修制度およびレジデント制度」を追加いたしました。また、専門医の必要性、認定基準の妥当性を評価する仕組みについて、「早急に」検討する必要がある。と「早急に」という言葉を追加いたし

ました。また、15ページのJAHA認定専門医制度の名称が「認定医制度」に変更されたことでしたので、記載を変更いたしました。また、日本小動物外科専門医協会についても、資料に紹介させていただいた内容は、「設立専門医」であり、今後、受験資格、試験方法等は検討されるとのことです。そのように記載を追加いたしました。専門医については以上です。

### **佐々木座長**

15ページの日本小動物外科専門医の追加して頂いた部分ですが、「現時点では、設立専門医を認定。」として頂けますか。他に何かありますか。では、ないようなので、獣医療における広告規制について進みたいと思います。事務局お願いいたします。

### **大石課長補佐**

広告については、16ページからです。課題として、近年の状況として「悪質な勧誘診療、比較広告、不当な低料金診療」がみられるということについて、17ページに記載を追加いたしました。また、提言の最後の部分に、行政当局および日本獣医師会の取り組みとして「例示を示すなど」周知徹底を図るということを追加いたしました。また、別紙4の内容の中で、ご意見を頂きたいのが、所有する医療機器について、その質的担保をすべきではないかのご意見から一定期間中の使用症例数を併せて広告することにはどうかということがかっこ内に条件を記載しております。この点について、ご意見を頂きたいと思います。また、前回ご意見を頂きました「専門科名」についてですが、獣医師が医薬品等を用いて行なう「問題行動療法」については、広告してよい専門科名に追加してはどうか、と言うご意見がございました。また、診療の対象とする飼育動物の種類については、大動物、エキゾチックアニマルといったものに加えて、牛専門科、豚専門科などおよびうさぎ専門科、フェレット専門科などを加えました。以上です。

### **佐々木座長**

ありがとうございました。では、まず報告書本文の「広告について」の部分で、なにかご意見はございますか。

### **中川委員**

17ページの3行目からの文章ですが、非常に長いですね。6行目のところで「…事例も散見されている。」と区切ってはどうでしょうか。

### **佐々木座長**

では今の部分を二つの文章に分けたいと思います。他に意見はありますか。では、別紙4ですが、診療施設が所有している医療機器についてですが、質の担保ということで、医療

機器の使用回数等を併せて広告することを考えてはどうか、ということですがいかがでしょうか。ここは非常に難しいですね。症例数も変化するでしょうし。

### **岡本委員**

CTだったり、内視鏡だったりいろんな医療機器がありますので、一概に症例数といっても違います。期間についても長期間になれば、症例数も多くなりますし、症例数を示すのは難しいのではないのでしょうか。

### **細井戸先生**

医療機器のことを広告して良い事項に加えるのであれば、後ろのただし書きは要らないのではないかと思います。もし、広告によって飼育者に不利益等問題が生じた場合には、その後、対策を考えても良いのではないのでしょうか。

### **佐々木座長**

飼い主の方にとっては、最近、CTを撮って欲しいとかという要望もあるようですし、必要な情報だと思います。いかがでしょうか。

### **中川委員**

広告には知らしめる目的と知らしめたい目的とありますし、かっこ内は削除しても良いのではないかと思います。

### **佐々木座長**

では医療機器を所有していることの広告については、ただし書きの症例数を合わせて広告することを削除したいと思います。実効性もないかもしれませんし。

### **中川委員**

よろしいですか。資料では医療機器を所有していることとなっていますが、「設備」とか「設置」とかという言葉の方が良いと思うのですが。

### **大石課長補佐**

言葉については、省令に規定するときに必ずしもこのままというわけではありません。

### **佐々木座長**

分かりました。では、次に専門科名ですが、前回、獣医師が医薬品等を使用して、問題行動の治療を行なうことを示す内容として「問題行動療法科」を専門科名として追加してもよいのではというご提案がありました。この、「問題行動療法科」についてご意見を頂きたいと思います。「問題行動療法科」という名称ももっと良い専門科名があればご提案下さい。し

つけ教室との違いということもありますし、いかがですか。これも例示ですから、この言葉に限定されてしまうと考えなくても良いでしょうか。

### **大石課長補佐**

診療の対象動物の専門科名については、例示として考えて頂いてかまいませんが、専門分野を示す名称については、ここに記載するものに限定されるとして考えて頂きたいと思います。

### **佐々木座長**

では、慎重に考えなければなりませんね。

### **細井戸委員**

例えば、獣医師以外も「しつけ」ということを行って良いということは良いと思うのですが、獣医師以外が問題行動のコンサルティングを行うことは獣医師法違反になるのでしょうか。逆に薬を使わなければ、獣医師でない方が、問題行動の相談にのったり、助言したりしても良いのでしょうか。例えば獣医師、行動学者やトレーナーが協力して、問題行動の治療に携わるといことが今後あると思います。その時にこの言葉として獣医師だけが「問題行動療法」という言葉を使っていくのは良いと思うのですが、獣医師でない人が獣医師の管理下から外れて、ただ単に薬剤を使わずに、コンサルタント業を行った場合に、どう扱うかを考えないと非常に難しいと思いますが、いかがでしょうか。

### **佐々木座長**

そこは、しつけ教室と同じように考えて良いのではないのでしょうか。これは獣医師が専門科名として広告できるものですから、獣医師以外が相談を受けるということはこの中で規定されることではないと思いますが、そう理解してよろしいでしょうか。

### **大石課長補佐**

かまわないと思います。

### **佐々木座長**

獣医師が薬剤を使う、使わないにかかわらず、問題行動療法に取り組むというときに「問題行動療法科」という科名を広告して良いということ認めるということです。

### **細井戸委員**

獣医師以外が問題行動療法科ということの名乗った場合には、どうなるのかをお聞きしたいのですが、今、臨床現場ではすべてを「しつけ」という言葉で表現していると思うのですが、問題行動には明らかに病的なものにつながっているものもあります。しつけ、というの

であれば、人の保育士や幼稚園の先生と同じように教育というものと同じですが、すこしやんちゃな症例を強制するという行為が、教育なのか、医療なのかということが、ややこしいのではないかと思います。ここで、「問題行動療法科」という言葉を出すのであれば、概念として「問題行動」は疾患の1つであるということ、また、子犬の教育であればそれは飼育動物の診療ではないといった考え方を整理して頂ければと思います。

### **事務局**

どこまでが獣医師以外ができるしついで、どこからが獣医師がしなければならない治療である問題行動療法であるという線引きについても、ご意見をいただければと思います。医薬品を使用した問題行動の治療は、獣医師でなければ行うことができない診療行為だと言えますが、その他の点については、小動物獣医療の実態から考える必要があると思います。また、「問題行動療法科」の広告を出すことを認めた場合、しつけと問題行動療法の差について、飼育者の理解が得られない、獣医師の間でも二つの線引きが明確でないのであれば、専門科名として広告することは飼育者にとっても分かりにくいものになってしまうので、その点もご意見を頂きたいと思います。

### **細井戸委員**

絶対的、相対的医療行為ということ考えたときに、診断、手術、処方とは絶対的な医療行為ですよね。問題行動療法を疾患ととらえたときに、診断は獣医師がしなければならないと思います。治療を行うにあたっては、動物看護師、動物行動学者、トレーナーが手伝ってくれるというように、治療の補助者の位置づけを明確にしなければ、現状のように行動療法は誰でもむやみにでき、いろんな人がしつけ教室などを行っていることは、今後の混乱につながるのではないかと思います。私も「問題行動療法」についての皆様のご意見を伺いたいです。問題行動は疾患であると思うのですが、問題行動の対応はしつけである、として獣医師が診断したり予防したり治療したりすることを、誰かに任せておこうとなげているという面もあるのかと思います。

### **佐々木座長**

確かにそう言う面はあると思います。精神科医と臨床心理士が協力したり、牛の蹄病であれば、獣医師と削蹄師が協力したりしますし、いろんな病気を治療するときにカウンターパートと協力することはあると思います。しかし、おっしゃるように獣医師が行う問題行動療法という治療はあるけれども、しつけ教室を行っている人までもが問題行動療法科と広告して混乱が起きることもあるかもしれません。最近では、問題行動療法を専門にしている獣医師の数は少ないですがおります。それを専門科名として認めてしまって良いかということですね。

### **中川委員**

この科名を加えて下さいといったのは私ですが、例えば人のアルコール依存症の患者さんを医療とは別に、民間の団体がサポートしていく団体があったり、アルコール依存症の患者さんが身体障害になって治療を受けるのであれば、治療を行うのは医療機関です。私は、獣医師として問題行動の治療をできることを問題行動療法科として広告して良いとして欲しいということをお願いしました。例えば、自分のうちの犬の行動がおかしいときに誰のアドバイスをもらいたい。その時にそれはしつけだからしつけの訓練士に相談するということになりませんが、もしそれが劇症症候群などであれば、それは獣医師でなければ診断が出来ない。そう言うことをできる場合に「問題行動療法科」と広告して良いと認めたいということです。

### **佐々木座長**

問題行動の治療を行う獣医師は今後、必ず出てくると思います。MRI にしても最近導入する診療施設が増えてきましたので、脳の疾患ではないことをきちんと診断してから、問題行動療法を始めなければならないので、それをできる診療施設が増えてきて欲しいとも思いますし、広告して良いとしたいと思います。ただ、細井戸先生がおっしゃるように混乱が起らないとは言えないですね。

### **細井戸委員**

私も広告できるようにしたいと思ってます。ただ、今も言ったように、一般の獣医師がどういう形で問題行動療法科を広告するかということと、飼育者の方が混乱する可能性があると思います。動物病院で獣医師がする問題行動療法科を広告することはむしろ広告して頂きたいとは思っています。実際に大学でも行っていますし、今後は民間でも行っていきます。この点は中川先生と同意見なのですが、社会の中で混乱しているというか、しつけと問題行動療法という言葉の整理をする必要があるのではないかと考えています。

### **中川委員**

問題行動療法を行っている獣医師が広告したいというのではなく、むしろどこの獣医師が診てくれるのか分からないので一般社会に困っている方達がたくさんいます。逆に言えば、飼い主さんが広告で問題行動療法を行っている獣医師を探せるという点で必要だと思います。

### **佐々木座長**

問題行動療法科を標榜する動物病院は多くはないと思いますが、そういう専門科が出てくることは悪いことだとは思いません。

### **塩谷委員**

ここで問題になっているのは療法の解釈で、いつも議論になるので今回も議論になっていると思います。専門科名は広告して良いものになっていますので、私もここに「問題行動

療法科」を加えて頂きたいとは思いますが、一般的に科として認知されているかどうかという点を考えると異質な感じはあります。一方で専門医も議論として取り上げていますが、専門医として認定された場合にはこの専門科名を広告できるといったような段階的に認めていく必要があるのではないのでしょうか。ユーザーにとっても「問題行動療法科」はとらえにくい感じがあります。

### **佐々木座長**

専門医の話になると、この分野の専門医はほとんどいないので難しいと思いますが、問題行動をきちんと勉強している獣医師は10名程度だと思います。その方々が問題行動療法科を標榜するかどうかですが、東大にも動物行動学という講座ができて、まさに始めていこうという段階だと思います。そこで学んだ人たちが徐々に問題行動を専門に若しくは一般診療と同時に行っていくことは増えていくと思います。中川先生もさっきおっしゃったように問題行動で困っている飼い主さんはいらっしゃいますので、若干先取りという点もありますが、専門科名に入れても良いと思いますが、いかがでしょうか。

### **岡本委員**

獣医療の中で問題行動を治療するということを明記するということと、初めてここでこのような名称が出てきますので、「問題行動療法科」の定義をつくり、専門医の問題もあります。数名の先生が一般診療をほとんど行わず、専門でやられているともお聞きしますし、座長が最初におっしゃったようにしつけは明らかに獣医師以外の方が行えることだし、問題行動療法の定義をはっきりさせて、専門科名に加えることが良いと思います。

### **佐々木座長**

せっかくですから専門科名に加えて頂けると良いと思います。それほど大きな混乱はないと思います。それなりの問題行動についての知見がないと、専門として主張しにくいと思うので、大丈夫だと思います。

### **塩谷委員**

今のご意見に賛成なのですが、逆にこれまで専門科名を名乗って、トラブルはあるのでしょうか。ないのであれば、やはり獣医師も専門家として自信がなければ、専門科名を出すことは出来ないと思いますし、定義をはっきりさせて、専門科名として認めるのが良いのではないのでしょうか。

### **事務局**

現状では、治療方法などは広告が出来ませんが、例えば違反広告でこのような治療が行えますといった広告を元に、飼い主さんとトラブルになったという話は聞いたことはありません。ただ、今のお話で専門医と専門科名の区別が問題になってくる面があると思います。

専門医は学会なり研究会が、獣医師の専門性を評価するものですが、専門科名は獣医師が自らの判断で、自らの得意分野をアピールするものですので、日本には10名程度しか問題行動療法を専門にしている方がいない現状であっても、専門科名として「問題行動療法科」を広告して良いとすれば、獣医師の判断で「問題行動療法科」という専門科名を広告することが出来るようになります。そのような実態を踏まえて、今後のことを考えて、広告して良い専門科名として問題行動療法科を認めたいというご意見と理解してよろしいでしょうか。

### **佐々木座長**

今、大学で問題行動療法を行っているのは酪農学園大学と東大だと思いますが、そこで専門家が育ちつつあり、そこで学んだ学生もそのような方向に進む獣医師も増えていくと思いますので、私は専門科名として良いと思います。うちでドクターを出た1人もケンブリッジですずっとやっていて、今は行動コンサルティングとして、獣医師と組んでやっています。従来は問題行動療法という考えがなかったので、獣医療としてではなく、コンサルティングとしてやっているようです。

### **細井戸委員**

私もこの専門科名には賛成です。混乱させるようで申し訳ないのですが、今の話にも出たように、この専門科名を出すことにより、獣医師で問題を起す人は少ないと思います。大学でも講座が出来、学会をつくったり、セミナーを行ったりもしています。ただ、他の内科とか外科という名称は明らかに獣医師以外は出来ないものですので、獣医師以外が専門におこなうことは考えられません。しかし、問題行動療法科というものが、社会に出ていき始めたときに、獣医師以外でも出来るのではないかと錯覚して、獣医師でない人が広告をして、そこで社会に混乱が起こると困ると思いますので、その点で対策を考えて頂きたいと思います。獣医療広告としての論点からは外れているというのは分かっていますが、定義がはっきりしにくく、社会の解釈もバラバラで、広告として出したときに別のところで問題が出るのではと心配しています。

### **事務局**

獣医師以外の方が、問題行動療法をし始めたときにその方々に対してどのように対応できるかということですね。先ほどからの議論では、問題行動療法ではCTなりで脳の機能も診断をすることが必要と言うことでしょうか。

### **佐々木座長**

脳の基質的異常がないことを診断した上で、行動異常だと診断し、問題行動療法を行うかを決めなければならない。例えば脳腫瘍があって性格がかわっているのであればその腫

瘍の治療をしなければならないわけです。このことを考えれば、獣医療だということなんです、そこに獣医師以外が入ってきたときにどう取り締まるということはどうでしょうか。

### **岡本委員**

ここで議論して頂きたいのは、例えばマッサージ、動物に対する鍼灸師の学校も出来たりしていますので、早い段階で獣医師がしなければならない範囲を明確にするという意味もあって、問題行動療法の定義を明確にして頂きたい。

### **細井戸委員**

現実問題として、定義付けが非常に難しいと思います。最初に意見を言ったように、動物の医療なのか、教育なのか、医療の補助なのかという区分けを考えなければならないと思います。問題行動を考えたときに、どこまでが獣医師でなければ行ってはいけない診療行為なのかということです。

### **佐々木座長**

実際には、問題行動療法は獣医師だけでなく、動物行動学者やトレーナーなどの協力で行われると思いますね。しかし、そう考えると獣医師の専門科として広告というのは難しいと言うことでしょうか。

### **矢ヶ崎委員**

逆に問題行動療法が、獣医師でなくても出来る行為だとすれば、広告してはならない技能・療法には当たらないのではないのでしょうか。

### **佐々木座長**

やはり、まだ問題行動療法は獣医療では定義もはっきりしておらず、専門科名として広告することは難しいようにも思いますね。もう少し、獣医療の中で問題行動療法が定着してから専門科名とした方が良いでしょう。ここで専門科名としてしまっても社会的に理解が得られていないかもしれません。「問題行動療法科」については、専門科名から削除しても良いでしょう。

### **中川委員**

この専門科名というのは、いわゆる診療科名ですよ。専門科というのは言葉が良くないのではないのでしょうか。専門分野を示す科名と対象動物を示す科名がありますが、専門という言葉をぬいて、分野を示す科名とした方が無難かと思いますが、いかがでしょうか。

### **事務局**

法律上、専門科名として広告できるものとなっていますので、専門科名として広告できるものとして考えて頂きたいと思います。

### **佐々木座長**

専門科名という用語は、法律上規定されたものであるため、ここで簡単に変えることはできないということですね。

### **中川委員**

医療で、外科、整形外科、眼科という診療科名を広告する場合は、ほとんどの先生が専門医の認定を受けていらっしゃるのではないのでしょうか。

### **事務局**

医療法では、内科、外科、というものを診療科名として広告して良いものとしています。同じような内容ではありますが、獣医療法では内科、外科といったものを「専門科名」として扱っています。医療の方でも、診療科名を広告する際に、必ず学会等に認定された専門医がいるというわけではないと思います。

### **中川委員**

今後を考えると、専門科名という言葉を変えた方が良いと思います。

### **大石課長補佐**

専門科名としては診療分野を示すものと、対象動物を示すものの両方を示していますので、そのようになっていると思います。

### **佐々木座長**

次に診療対象の動物を示す専門科名についてご意見を頂きたいと思います。資料は例示ということです。前回、対象とする動物種を書いた方が良いのではないかという意見がありました。大動物や小動物という言葉は定着していますので、それに各動物の名前の専門科名を加えるということでご理解頂ければと思います。また、前回、「エキゾチックアニマル」は曖昧な表現なので不適當ではないかとの意見もありました。「エキゾチックアニマル専門科」を専門科名として残して良いかご意見をいただければと思います。学会や雑誌などもあり、既に定着している面もあり、外す必要もないかと思いますが、どうでしょうか。違う面から考えると野生動物の輸入の問題などあるとは思いますが、このまま残してもよろしいですか。では、「獣医療補助者について」に進みたいと思います。事務局お願いします。

### **大石課長補佐**

獣医療補助者については19ページからになります。修正がありますのは、20ページになります。獣医療補助者の教育水準や認定基準の平準化に「早急に」取り組む必要性があるという記載を追加いたしました。また、今後の取り組みの部分については検討会の後、佐々木座長、中川委員からご意見を頂いて、修正をいたしました。以上です。

### **佐々木座長**

獣医療補助者については、十分な時間もなく、十分に議論できなかった面もあったかと思いますが、将来に向けての提言で、もう少し強い表現の方が良いのではないかといった意見も出ましたが、中川先生からも意見を頂き、私の方も考えて、今の形にさせて頂きました。最後の3行の部分は、もちろん獣医師団体も大きな役割を果たすべきだと思いますが、いわゆる動物看護師も統一した団体、組織を作って、動物看護師自身の言葉で議論して頂く場もつくって頂くことも必要で、獣医師ばかりが先走っても良くないと思って、このような表現にさせて頂きました。

### **細井戸委員**

確かに、教育や認定の水準を統一化することを、獣医療補助者の団体が中心となって行くことが理想的だと思います。しかし、実際にそれは難しいと思います。ですから、獣医師団体や認定団体が少し、議論の場をつくって、そのような方向に進む道をつくってあげないといけないのではないかと思います。前回も発言させて頂きました。(社)日本獣医師会に進言をするというのも1つの手かだと思いますので、ここで一度議論して頂ければと思います。

### **佐々木座長**

確かに前回もそのようなご意見が出ました。日本獣医師会というと、中川先生なにかご意見はございますでしょうか。

### **中川委員**

もちろん、現状が良いとは思っていません。獣医事に携わる特に動物看護師という立場の方々は既に各団体に認定されている方も含めて、自らの団体を立ち上げて、社会的な地位を確保し、主張していく行動が必要だと思います。誰が考えても、自ら動物看護師の方々が組織を作るのが一番だと思います。それを受け入れられるのは獣医師団体だとは思いますが、例えば日本獣医師会が主導を取って呼びかけすると、むしろ動物看護師が獣医師に主導を取られてしまって、独立した職業人として将来のためには良くないと思います。サポートは日本獣医師会がするとしても、まずは動物看護師協会といったような統一した団体をつくって、その団体が認定基準や教育内容も決めていくということが大切だと思いますが、どうでしょうか。

### **佐々木座長**

今のようなお考えもあって、ここで(社)日本獣医師会と書いても問題も起きるのではないかと、獣医師団体と変えてさせて頂きました。呼びかけ等は獣医師団体がせざるをえないと考えても、なんとか動物看護師の協議会なり協会を早くつくって頂いて、議論をして頂くのが良いのではないのでしょうか。この報告書では、そういった取り組みが必要といったところでとどめたいと思いますが、いかがですか。

### **岡本委員**

今のお話で、人間の方の看護師さんと同じような経過をたどりますし、この文章も私は賛成です。別紙1の臨床研修施設の基準の中にも、獣医療補助者のことが明記されていますし、これで良いのではないのでしょうか。

### **森田委員**

20ページ13行目の「彼ら」という表現は異質ですし、削除するか、獣医療補助者のとした方が良いのではないのでしょうか。

### **大石課長補佐**

削除したいと思います。

### **佐々木座長**

それでは、最後のその他、と言うところとおわりにの部分ですが、事務局からお願いします。

### **大石課長補佐**

20ページ「6 その他」の部分は特に修正はございません。21ページ「おわりに」小動物診療獣医師の社会的責任が高まっている背景として、「人と動物の共通感染症」の発生に追加して「飼育動物を家族の一員として認識している人の増加」を追加いたしました。また、今後の対応として、「審議会への諮問、関連法令の改正等」に加え、「各団体への働きかけ」を追加いたしました。以上です。

### **佐々木座長**

「6 その他」、「おわりに」の部分でなにかご意見はありますか。

### **岡本委員**

21ページ4行目からの「近年の小動物を介して人に伝播する人と動物の共通感染症の発生」という部分ですが、くどくないでしょうか。例えば、「小動物を介して人に伝播する共通感染症」とかで良いのではないのでしょうか。厚労省は共通感染症という言葉も使っていますよね。

### **佐々木座長**

ここは、「小動物を介して人に伝播する」を削除した方がすっきりするのではないのでしょうか。よろしいですか。報告書として採択することとしてよろしいでしょうか。もし、何かあれば事務局の方へ連絡を頂くということでもよろしいでしょうか。皆様の精力的な議論があり、ここまでまとめられたと思います。資料5として、報告書の概要をまとめてあります。この点について、事務局からお願い致します。

### **大石課長補佐**

(資料5 報告書概要について説明)

### **佐々木座長**

プレス発表用に簡単にまとめた内容ですが、これについてご意見ありますか。

### **細井戸委員**

経緯のところで、小動物診療獣医師の増加の後ろに、前回山崎委員からご意見のあった「飼育動物を家族の一員として認識している人の増加」といったものを追加してはどうでしょうか。それに伴う求められる獣医療の高度化という部分につながるかと思います。

### **佐々木座長**

そうですね。小動物診療獣医師の増加というよりは社会のニーズの増加という方が良いかと思いますね。

### **大石課長補佐**

どのように変えましょうか。

### **細井戸委員**

「おわりに」の表現で良いのではないのでしょうか。飼育動物を家族の一員として認識している人の増加とそれに伴って求められる獣医療の高度化、多様化につながっていくのが良いかと思います。

### **大石課長補佐**

獣医師の増加は要らないでしょうか。

### **佐々木座長**

獣医師の増加は要らないのではないのでしょうか。

### **岡本委員**

動物を飼育する人が増えて、獣医師も増加していると記載した方が良いのではないのでしょうか。

### **大石課長補佐**

では、「動物を飼育する人や飼育動物を家族の一員と認識している人の増加に伴い、飼育者から求められる獣医療の高度化、多様化」とさせて頂いても良いのでしょうか。

### **佐々木座長**

結構だと思います。

### **森田委員**

経緯は、本文の「はじめに」を引用してきていますよね。今の追加の部分を本文にも追加した方が良いのではないのでしょうか。

### **大石課長補佐**

そうですね。今のご意見の部分を本文にも追加したいと思います。

### **佐々木座長**

これですべて終わりましたでしょうか。それでは、課長からご挨拶を頂きたいと思います。

### **釘田課長**

本日は、遅れてまいりまして、大変失礼致しました。ただいま、報告書のとりまとめと、本日、プレスリリースさせて頂きます概要のとりまとめをして頂きまして、ありがとうございました。この検討会は今年の1月に立ち上げさせて頂き、約月1回のペースで、計6回の検討会を重ね、大変精力的に多くの課題についてご審議頂きまして、大変内容のある報告書を取りまとめて頂いたと思っております。大変お忙しい中、ご出席頂いた先生方、中でも円滑にご審議を進め、報告書を取りまとめて頂きました佐々木座長には感謝を申し上げたいと思います。今もありましたが、小動物の問題は、新聞などで多く目にすることも多く、そのような社会的な背景もあり、このような検討会を立ち上げました。5つの課題を取り上げて提言をまとめて頂きました。この中には、古くからの問題もありますし、最近の状況に新たに対応をしなければならない問題もあり、当初は、ここまで議論を踏み込むことができるのかと心配していた面もございますが、すばらしい報告書ができたと思っております。これは、検討会から役所への提言を頂いたということですので、我々としましては、これをきちんと受け止めさせて頂き、今後の行政の推進にあたって対応していきたいと思っております。その中では先生方にはご指導、ご助言を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。今後の対応について若干説明させて頂きます。臨床研修については、指定基準について獣医事審議会計画部会にご相談し、指定基準の公表をし、大学と連携して臨床研修を行な

える民間の診療施設の申請がございましたら、同じく獣医事審議会計画部会に諮問した上で、臨床研修実施施設として指定することとなります。できるだけこの点については早く対応したいと思っており、できれば、来年度にも新しい体制で実施できればと思っております。核医学については文部科学省の放射線審議会が秋にも開催されると思いますので、放射線障害防止に関する技術的基準について諮問し、答申を受けた上で獣医療法施行規則の改正を行ないます。広告の制限については獣医事審議会免許部会に諮問し、獣医療法施行規則に「広告制限の特例」を追加することになります。この3つの課題につきましては、早速手続に入りたいと思っております。残る専門医、獣医療補助者の2つについては、報告書の中でもまず関係団体での取り組みが大切であると提言がされましたので、この報告書の趣旨に則して、各団体での具体的な取り組みが進められることを期待するところではありますが、農林水産省としても、このような取り組みを支援させて頂きたいと考えております。引き続き検討していかなければならない課題もあると思っておりますので、引き続き御協力を御願いしたうえで、お礼の挨拶に代えさせて頂きたいと思っております。ありがとうございました。

### **佐々木座長**

ありがとうございました。では、これで小動物獣医療に関する検討会を終了したいと思います。